

## 6月 教育長 教育行政報告

令和5年

- 5月24日(水) 学習支援事業「学んでいコウカ」視察(ケアセンターささゆり)
- 25日(木) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会第1回総会  
第1回甲賀市教育行政評価委員会  
第1回人事にかかる学校訪問(第5日)
- 26日(金) 一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会定時総会・講演会  
一般社団法人甲賀市スポーツ協会定時社員総会
- 28日(日) 退職校長「鹿深会」総会・研修会
- 29日(月) 第1回人事にかかる学校訪問(第6日)
- 30日(火) 第1回人事にかかる学校訪問(第7日)  
近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会総会
- 31日(水) 公益財団法人日本公衆電話会「こども手帳」寄贈受領  
滋賀レイクス協賛企業住友電工ウィンテック株式会社・  
第一生命保険株式会社滋賀支社 バスケットボール寄贈受領  
学習支援事業視察(佐山児童クラブ)
- 6月 1日(木) 部長会議  
第1回甲賀市ICT推進本部会議  
第1回甲賀市小学校長会研修会
- 2日(金) 第1回人事にかかる学校訪問(第8日)
- 3日(土) あいこうか生涯カレッジ開講式  
甲賀市ユースプラスフェスティバル2023  
滋賀県こども会連合会総会  
甲賀市パラスポーツ協会総会
- 4日(日) 第13回かふか21子ども未来会議子ども議員任命式
- 5日(月) 第3回甲賀市議会定例会本会議(第1日)  
第1回人事にかかる学校訪問(第9日)
- 7日(水) 甲賀市文化協会連合会総会
- 8日(木) 第1回人事にかかる学校訪問(第10日)
- 9日(金) 第1回人事にかかる学校訪問(第11日)
- 10日(土) ニトリ JD. LEAGUE2023 第8節甲賀ラウンド
- 12日(月) 第1回人事にかかる学校訪問(第12日)

- 1 3 日 (火) 第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 2 日)  
第 1 回人事にかかる学校訪問 (第 1 3 日)
- 1 4 日 (水) 第 3 回校務運営等協議会  
第 7 回甲賀市教育委員会委員協議会
- 1 5 日 (木) 部長会議
- 1 6 日 (金) 第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 3 日)
- 1 7 日 (土) 第 1 回甲賀市テニス協会テニス大会  
みなくち子どもの森ササユリ見学  
滋賀県教職員女性管理職の会東雲会総会
- 1 8 日 (日) 甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議総会  
第 3 2 回鈴鹿馬子唄全国大会
- 1 9 日 (月) 第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 4 日)
- 2 0 日 (火) 第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 5 日)
- 2 1 日 (水) 第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 6 日)
- 2 2 日 (木) 第 1 回甲賀市子どものいじめ問題対策委員会
- 2 5 日 (日) 甲賀広域消防連合夏期訓練大会
- 2 6 日 (月) 甲賀市職員辞令交付式  
人事評価制度に伴う校長当初面談 (第 1 日)
- 2 7 日 (火) 人事評価制度に伴う校長当初面談 (第 2 日)
- 2 8 日 (水) 第 4 回学校経営等協議会  
第 7 回甲賀市教育委員会定例会

## ◎甲賀市教育研究所の沿革

- 平成16年(2004年)10月 甲賀市教育委員会発足
- 平成17年(2005年)4月 甲賀市教育研究所設置
- 平成17年度 調査研究として「特別支援教育に関する調査研究～個別の支援計画の作成とその有効性の実証～」をテーマとし研究。教職員研修として全員研修会(学力、人権、特別支援)を開く。特別支援教育相談として巡回教育相談の開設。
- 平成18年度 「特別支援教育に関する調査研究」の2年次研究、新たに「教育相談に関する調査研究」を実施。
- 平成19年度 調査研究は引き続き3年次研究。教職員研修として「こうか学びの研修」「初任者研修」「10年研修」「情報教育研修」「校内研修・研究に係る研修」「校務分掌担当別研修」を新たに教職員研修として実施。「こんにちは！教育研究所です！」の発行。
- 平成20年度 調査研究は前年度に引き続き4年次研究を実施。「保育園・幼稚園初任者研修」「希望研修講座」「甲賀市の歴史と文化(副読本作成の準備)」を実施。教育相談事業は「教育相談・適応指導教室に関する事業」に変更。教育研究奨励事業が発足。
- 平成21年度 「教育課程実施状況調査」として「学力向上のための調査研究～学習意欲を高め、学習習慣を身につける指導・支援の在り方を探る～」を開始。新たに滋賀大学との連携事業を開始。小学校社会科副読本(5冊)を発行。特別支援教育及び教育相談事業については、学校教育課子ども教育支援係に移管。
- 平成22年度 調査研究は「教育課程実施状況調査」を実施。読書指導と表現力育成に取り組み、リーフレットを編集。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- 平成23年度 「学力向上のための調査研究」として「主体的に学び、豊かな考えをもち、表す子どもの育成～予習を活かす算数・数学科学習指導の工夫～」の研究を始める。教職員研修として若手教員に「授業力向上研修」を実施。
- 平成24年度 調査研究は新たに国語科を加え、「予習を活かす学習指導の工夫」を実施。学校マネジメント研修を実施。小学校6校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- 平成25年度 調査研究は前年度と同様。教職員研修として特別支援学級担任研修を実施。中学校1校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- 平成26年度 調査研究は前年度と同様。小学校8校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定(2年間)を委嘱。
- 平成27年度 調査研究は前年度と同様。中学校2校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定(2年間)を委嘱。
- 平成28年度 調査研究は前年度と同様。中学校2校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定(2年間)を委嘱。「予習」について6ヶ年のあゆみをまとめる。
- 平成29年度 調査研究は新たにICT教育を加え実施。教職員研修として、教職2年次研修ならびにミドルリーダー研修を開始。
- 平成30年度 調査研究は新たに外国語教育を加え実施。教職員研修として教職3年次研修を開始。
- 令和元年度 調査研究は新たに甲賀流OJT(人材育成)を加え実施。小学校社会科副読本3年補助冊子(1冊)を発行。
- 令和2年度 調査研究は甲賀流OJT(人材育成)の2年次。教職員研修では、新たに新任教務主任研修を実施。小学校社会科副読本4年補助冊子(3冊)を発行。
- 令和3年度 調査研究は甲賀流OJT(人材育成)の3年次に加え、新たに学力向上のための調査研究「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」を実施。ICT活用パンフレットの発行。
- 令和4年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」に加え、「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」ならびに「地域教材を活用した社会科の授業づくり」を実施。教職員研修として、校内研究主任研修を開始。小学校社会科副読本を発行。

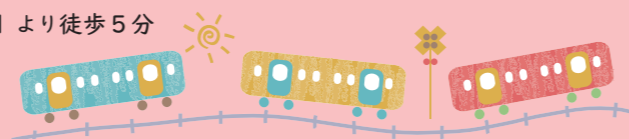
### 交通アクセス 甲賀市役所 4階 甲賀市教育研究所

公共交通機関をご利用の場合

JR草津線〔貴生川駅〕から近江鉄道に乗り換え〔水口城南駅〕より徒歩5分

車をご利用の場合

新名神高速道路 ●甲南ICより15分 ●信楽ICより15分



令和5年度(2023年度)

# 甲賀市教育研究所要覧

「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」

～甲賀教育を担う人材の育成～

確かな学力



健やかな心身とたくましい体力



甲賀市の学校教育が目指すもの

いきいき学び ぐんぐん伸びる  
心やさしい 甲賀の子ども



豊かな人間性や社会性



地域に開かれた学校づくり

## 甲賀市教育研究所

設置場所 甲賀市役所  
滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地  
郵便番号 528-8502  
電話 0748-69-2246  
F A X 0748-69-2294  
Eメール koka30101300@city.koka.lg.jp

# 「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」～甲賀教育を担う人材の育成～

## 調査研究〔研究実践力〕研究主題

### 研究Ⅰ

「つながる校内研究を目指して 2年次  
～校内研究を充実させるための『Lesson Studyシート』～」

➡校内研究主任を中心に、LSシートを活用し、学校全体の共有をはかり、教職員一人ひとりの力を組織全体でビルドアップさせる。

### 研究Ⅱ

「子どもが主体となり、交流活動を通して  
学びが深まる・広がる授業づくり」

➡児童生徒が「聞きたい」・「伝えたい」という思いをもち、目的を意識した「交流」を積み重ねていける授業づくりを行う。



### 教職員研修

〔授業力〕〔教育課程推進力〕〔経営管理力〕

教職員の指導力の充実、資質向上を図るために企画実施する。初任者研修および授業力向上研修を重点研修として実施する。

- 指定研修・初任者研修・中堅教諭等資質向上研修 等
- 全員研修・講演会(特別支援 人権 学力 ICT 等)
- 養成研修・学校マネジメント ・ミドルリーダー  
・教職2・3年次 ・教師力アップ  
・授業研究会 ・特別支援教育  
・人権教育 ・就学前教育  
・ICT研修
- 希望研修・教科教育 ・特別支援教育  
・ICT教育 ・実務 等

### 教育に関する相談および指導

〔研究指導力〕〔校内研究推進力〕

- 教育研究奨励事業  
教職員の資質を向上させるため、意欲的かつ創意あふれる学習指導方法の改善や学校、学年、学級の経営実務にかかる研究を奨励する。
- 各校マネジメントの相談・支援  
学校の訪問を通して、各校の教育実践上の問題について、円滑な学校経営および指導方法等の相談・支援を行う。

### 庶務

〔企画発信力〕〔企画調整力〕

- 教育研究・実践にかかる企画  
・教育研究所要覧の作成 ・研究紀要の作成  
・社会科副読本の作成
- 教育研究情報「教育研究所だより」の発信、提供
- 関係機関との連携  
・各教育研究所 ・滋賀大学 ・教育研究会 等

## 教師力の育成 教職員の人間性・専門性・指導力を高める

### 横のつながりと縦のつながりを強める研修

人材育成力アップ!

自分の役割を意識しながら、共に学び続ける

授業力・指導力アップ!

共に学ぶ仲間との関係づくり

授業づくりに学級づくり  
いろいろな悩みを同世代で共有

まずは体験!

初任者研修(4回)【地域産業の理解】【異校種間交流】【授業研修】【就学前教育】

学校マネジメント研修  
新任校長・新任教頭(1回)  
新任教務主任(1回)  
校内研究主任(1回)

新スキルアップ  
研修

ミドルリーダー研修  
(市2・3年次の授業づくりを共に)

中堅教諭等資質向上研修(1回)

教師力アップ研修(2回)  
(中堅教諭等資質向上  
研修未受講者)

夏:講座の選択研修

【秋の授業研究会】

3年次研修(2回)

【夏の研修】  
講話・演習・グループ協議

【秋の授業研究会】

2年次研修(2回)

【夏の研修】  
講話・演習・グループ協議

【秋の授業研究会】

甲賀市

滋賀県

初任者研修  
(市町研修4日)

教職2年次研修

教職3年次研修

教職6年次研修  
(G-OJT研修)

中堅教諭等資質向上研修  
(市町研修1日)

管理職研修

特別支援学級  
新担任研修

通級指導教室  
新担当研修

各教科の指導力  
向上研修

ミドルリーダー研修等



## 令和5年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」条例に伴う事業実施計画について

### 【はじめに】

平成19年（2007年）7月31日（火）、市教育委員会が実施した高知県四万十町の四万十川での野外体験講座において、参加された市内の小学生お二人の尊い生命を奪うという重大な事故を起こしました。市と市教育委員会では、このような重大事故を二度と起こさないよう、また事故を決して忘れることがないよう教訓としながら、子どもたちの成長にとって大切な青少年活動を安全に実施していくために、7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めています。

#### ○甲賀市青少年活動安全誓いの日条例

平成20年3月27日

条例第30号

平成19年7月31日、甲賀市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に刻み込まなければならない。

甲賀市では、このことを教訓として再発防止の決意のもとに、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施し、もって健全育成に資することを誓い、この条例を定める。

（安全誓いの日）

第1条 毎年7月31日を甲賀市青少年活動安全誓いの日（以下「安全誓いの日」という。）と定める。

（事業）

第2条 市は、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、市民、市のあらゆる機関及び青少年活動実施団体と連携し、相互に協力して安全誓いの日に関する事業に取り組むものとする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 【事業実施計画】

甲賀市青少年活動安全誓いの日条例の趣旨および第2条の規定に基づき、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、安全誓いの日に関する事業に取り組むものとし、青少年活動指導者に絞った研修の場、市民への広報・啓発、市職員の安全な活動に対して認識する機会の3本の柱で取り組みます。

## (1) 青少年活動指導者に絞った研修の場

青少年活動を実施する指導者等を対象に、青少年活動セミナーや研修会を開催します。

### ◆甲賀市青少年活動セミナーの開催

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青少年活動に関心のある青年など

日 時	内 容	場 所
冬季の休日 に開催予定	・活動成果や事例発表またはヒヤリ・ハット事例報告 (活動団体、青年リーダー) ・基調講演またはワークショップ (外部講師)	甲賀市役所 あるいは 市内施設

※昨年度までの実施結果や経過を踏まえ、活動団体指導者等の交流の場、青年リーダーの育成の場としてより充実した内容とし、青少年活動を行なう指導者等が参加しやすい時期、曜日に設定して開催します。

※日程の調整は講師と行います。

### ◆青少年自然体験活動団体指導者等研修会の開催

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青年リーダー等

日 時	内 容	場 所
5月～12月	実技研修(危険予知トレーニング、野外調理、自然遊び、ネイチャーゲーム、応急処置など)	甲南青少年研修センター 他

※青少年活動団体の指導者に対しては、青少年自然活動指導員の派遣を行い各団体指導者等が希望する日時・場所・内容に応じて個別の指導・助言を行うとともに、自然体験活動の安全対策について説明および啓発を実施します。

※青年リーダーに対しては、自然体験活動事業の事前研修として実施します。

## (2) 市民への広報・啓発

市民に対して、7月31日を基準として、条例の趣旨や意義を市広報紙やあいコムこうか音声放送等を通じて広報するとともに、書籍コーナー設置やハンドブック配布等、青少年活動の安全実施のための啓発を行います。

### ◆甲賀市青少年活動安全誓いの日条例の広報

期 間	内 容
7月31日(月)を中心とした時期	広報こうか7月号へ掲載するとともに、あいコムこうかを通じて7月31日の「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」の趣旨や意義の広報を行い、市民に広く周知します。

### ◆青少年活動の安全実施のための啓発及び広報活動

期間・時期	内 容
7月1日(土)～7月31日(月)	市役所、土山・甲賀・甲南・信楽地域市民センターに懸垂幕ならびに市内の主な公共施設にのぼり旗を設置します。
7月1日(土)～7月31日(月)	広報紙、市ホームページ、Facebook、LINE および雨量情報表示盤により呼びかけます。

期間・時期	内 容
7月1日(土) ～8月31日(木)	市内図書館、中央公民館及び甲南青少年研修センターに野外活動に関する書籍コーナーを設置します。また、読み聞かせ会実施の際に水辺の安全等を楽しく学べる絵本等を紹介します。
7月上旬	「夏休みセーフティーハンドブック～夏の自然体験活動を安全に！～」を市内小学校4年生児童に配布します。
通 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲南青少年研修センターにて、ライフジャケット等野外活動備品の貸出</li> <li>・安全な自然体験活動実施のため、青少年自然活動指導員による派遣指導、甲南青少年研修センター野外調理施設を利用した実技指導の実施</li> <li>・AED操作方法やライフジャケット着用方法に関する実技研修の実施</li> </ul>

### (3)市職員の安全な活動に対して認識する機会

市職員に対し、7月31日(月)に朝礼時の黙祷、市長からの訓示を実施するとともに、安全管理推進運動や研修の実施により安全な活動への取り組みについて再認識する機会とします。

#### ◆朝礼時の市長による訓示、黙祷

日 時	内 容
7月31日(月) 8:25～	<p>市の職員が安全への誓いと事故を風化させないという意識を高める機会として、野外活動をはじめとする青少年活動について、安全・安心かつ効果的に実施し、検証しながら今後の取組に活かすことを確認する日とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼時の黙祷、市長による訓示(出先機関へは所属長から黙祷実施を指示するとともに、市長訓示の内容を伝達することとします)</li> </ul>

※市役所内放送設備を用いて実施することとし、内容等詳細については協議して決定します。

#### ◆安全管理推進運動の実施

期 間	内 容
7月31日(月)を 中心とした時期	<p>職員一人ひとりが安全意識を高め、事故を二度と起こさない体制づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理推進リーダーの選出</li> <li>・各職場における既存の危機管理個別マニュアルの点検・検証</li> <li>・安全管理推進リーダー研修及び各職場における安全管理研修の実施</li> </ul>
6月中旬 ～7月夏休み前	<p>青少年が活動する公園や野外活動施設における事故を未然に防ぐことを目的として、施設・設備、遊具等に不備がないか、一斉点検を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年活動施設一斉安全点検</li> </ul>

※詳細については危機管理課より案内されます。

#### ◆職員への啓発事業

日 時	内 容
5月23日(火) 16:25～17:10	<p>○新規採用職員(独自)研修[人事課所管職員研修として実施]          標題を「甲賀市青少年活動安全誓いの日について～命の大切さについて考える～」とし、市職員として認識すべき「甲賀市青少年活動安全誓い</p>

	<p>の日」および「四万十川における水難事故」について説明を行い、市民の安全・安心を守る自覚を含め自分事として捉えるよう促す機会としました。</p>
<p>7月31日(月)を中心とした時期</p>	<p>アフターコロナを迎え、事業やイベントの実施が再開されることに伴い、安全安心な事業実施におけるノウハウの継承不足やリスクマネジメント意識の低下が危惧されることから、今まで起こりえなかった事故を想定した事業計画やチェック体制の構築など、部局長を中心に改めて事業執行安全管理体制や効果的な安全対策について検証するよう促します。</p>



議案第56号

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について  
上記の議案を提出する。

令和5年6月28日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱（平成23年甲賀市告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条中「様式第1号」の次に「又は様式第1号の2」を加える。

別表に次のように加える。

派遣元からの交流中学生の受入れに係る居住費、食糧費、交通費、通信費、教育娯楽費その他滞在に係る費用	米国ミシガン州 デウイット市 トラヴァースシティ市 マーシャル市 韓国 利川市	派遣元からの交流中学生の受入れ1人につき、1日当たり6,000円
---	--	----------------------------------

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第4条関係)

中学生国際交流事業補助金交付申請書 (受入れ)

(甲賀市・ \_\_\_\_\_ 市中学生国際交流事業)

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所  
(保護者) 氏名  
電話

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱第4条の規定により交付を受けたく、  
下記のとおり申請します。

記

1. 派遣元中学生と交流する中学生について

氏名			
生年月日			
現住所			
中学校名	中学校	学年	

2. 事業名 甲賀市・ \_\_\_\_\_ 市 中学生国際交流事業

派遣元 米国ミシガン州 \_\_\_\_\_ 市

韓国 利川市

受入期間 年 月 日 ~ 年 月 日 日間

受入事業補助金 \_\_\_\_\_ 日間 × 6,000円/日 = \_\_\_\_\_ 円

3. 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

4. 添付書類

(1) 中学生国際交流事業参加決定及び事前研修会の案内文書

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

中学生国際交流事業実績報告書

（甲賀市・\_\_\_\_\_市 中学生交流事業）

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所  
（保護者）氏名  
電話

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記の事業について、甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱第6条の規定によりその実績を報告します。

記

1. 事業（研修）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 添付書類

感想文（写）

付 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案			現行		
<p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中学生国際交流事業補助金交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p>			<p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中学生国際交流事業補助金交付申請書(様式第1号_____ )に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p>		
補助対象経費	区分	補助額	補助対象経費	区分	補助額
空港までの往復の旅費 (バス借上料、通行料、 駐車場使用料等を含む) 及び渡航に係る往復の 旅費を合計した額	米国ミシガン州 デウイット市 トラヴァースシティ 市 マーシャル市	補助対象経費の3分の 1以内の額又は渡航旅費 を勘案し教育委員会が定 める額(4万円を上限と する。)のいずれか低い 額	空港までの往復の旅費 (バス借上料、通行料、 駐車場使用料等を含む) 及び渡航に係る往復の 旅費を合計した額	米国ミシガン州 デウイット市 トラヴァースシティ 市 マーシャル市	補助対象経費の3分の 1以内の額又は渡航旅費 を勘案し教育委員会が定 める額(4万円を上限と する。)のいずれか低い 額
	韓国 利川市	補助対象経費の3分の 1以内の額又は渡航旅費 を勘案し教育委員会が定		韓国 利川市	補助対象経費の3分の 1以内の額又は渡航旅費 を勘案し教育委員会が定

		める額（2万円を上限とする。）のいずれか低い額			める額（2万円を上限とする。）のいずれか低い額
派遣元からの交流中学生の受入れに係る居住費、食糧費、交通費、通信費、教育娯楽費その他滞在に係る費用	米国ミシガン州 デウィット市 トラヴァースシティ マーシャル市 韓国 利川市	派遣元からの交流中学生の受入れ1人につき、1日当たり6,000円			
<u>様式第1号の2（第4条関係）</u> <u>（略）</u>			<u>様式第3号（第6条関係）</u> <u>（略）</u>		
<u>様式第3号（第6条関係）</u> <u>（略）</u> <u>付 則</u> <u>この告示は、令和5年7月1日から施行する。</u>			<u>様式第3号（第6条関係）</u> <u>（略）</u>		

議案第 57 号

甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の  
制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正  
する要綱

甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成16年甲賀市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「経路方法」を「経路」に、「4キロメートル」を「4キロメートル以上（徒歩による通学では危険と学校長が判断した通学路により通学する児童にあつては、2キロメートル以上）」に、「公共交通機関」を「利用可能な公共交通機関」に改める。

付 則

この告示は、告示の日から施行し、令和5年度就学援助費から適用する。



甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(支給対象経費及び支給額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 通学費</p> <p>児童又は生徒が最も経済的な通常の<u>経路</u>により、片道の通学距離が児童にあつては<u>4キロメートル以上(徒歩による通学では危険と学校長が判断した通学路により通学する児童にあつては、2キロメートル以上)</u>、生徒にあつては6キロメートル以上(特別支援学級の児童生徒にあつては通学距離は問わない。)で、原則、<u>利用可能な公共交通機関</u>の定期券を購入して通学する場合に要する交通費</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この告示は、告示の日から施行し、令和5年度就学援助費から適用する。</u></p>	<p>(支給対象経費及び支給額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 通学費</p> <p>児童又は生徒が最も経済的な通常の<u>経路方法</u>により、片道の通学距離が児童にあつては<u>4キロメートル</u></p> <p>_____、生徒にあつては6キロメートル以上(特別支援学級の児童生徒にあつては通学距離は問わない。)で、原則、<u>公共交通機関</u>_____の定期券を購入して通学する場合に要する交通費</p> <p>(8)～(10) (略)</p>

議案第 58 号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

甲賀市学校給食センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市学校給食センター条例第5条の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

議案第58号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	林 浩美	関係PTAの代表者(2号)	伴谷小学校
2	前田 拓志	関係PTAの代表者(2号)	土山小学校
3	駒井 文恵	関係PTAの代表者(2号)	甲賀中学校
4	堀井 洋明	関係PTAの代表者(2号)	甲南第一小学校
5	上分 仁	関係PTAの代表者(2号)	信楽小学校
6	三石 彩香	関係PTAの代表者(2号)	信楽幼稚園

## 【参考資料】

### 甲賀市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係学校長の代表者

(2) 関係PTAの代表者

(3) 保健所長

(4) 学校医の代表者

(5) 教育委員会が指名する職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 59 号

甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について

甲賀市文化のまちづくり審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市附属機関設置条例（平成25年条例第35号）第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市文化のまちづくり審議会委員

(任期:令和5年7月1日から令和7年6月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	今西 早代子	学識経験を有する者	水口地域 再任
2	梅本 宏	学識経験を有する者	水口地域 再任
3	原 瑞世	学識経験を有する者	水口地域 新任
4	山之内 洋	学識経験を有する者	水口地域 再任
5	福井 眞理	学識経験を有する者	土山地域 再任
6	瀬古 祐嗣	学識経験を有する者	甲賀地域 再任
7	大野 正雄	学識経験を有する者	甲南地域 再任
8	河尻 俊一	学識経験を有する者	甲南地域 再任
9	早川 弘志	学識経験を有する者	甲南地域 再任
10	今野 朋子	学識経験を有する者	信楽地域 新任
11	山下 梨絵	公募	甲南地域 再任
12	蚊野 千尋	公募	甲南地域 新任



【参考資料】

甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

別表（第2条関係）

2 教育委員会の附属機関

甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
----------------	----------------------------	---	-------	----